

軽自動車税（種別割）年税額について

○原動機付自転車等の税額
※軽四輪・軽三輪以外（ミニカーも側車付二輪は含む）

課税標準		税額 (1台につき)
二輪の原動機付自転車	50cc以下（ミニカー除く）	2,000円
	50cc超90cc以下	2,000円
	50cc超125cc以下（最高出力4kW以下）	2,000円
	90cc超125cc以下	2,400円
三輪以上	ミニカー（20cc超50cc以下）	3,700円
特定小型原付	電動キックボード等	2,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円
	その他（タイヤショベル、ホイールローダ等）	5,900円
軽自動車	軽二輪 (125cc超250cc以下・側車付のもの、二輪被けん引車を含む。)	3,600円
二輪の小型自動車（250cc超）		6,000円
専ら雪上を走行するもの		3,600円

○軽四輪・軽三輪の税額

課税標準			税額（1台につき）					
			通常	※1に該当	※2に該当	※3に該当	※4に該当	※5に該当
軽自動車	三輪のもの		3,900円	3,100円	1,000円	2,000円	3,000円	4,600円
	四輪以上のもの	乗用	営業用	6,900円	5,500円	1,800円	3,500円	5,200円
			自家用	10,800円	7,200円	2,700円	—	—
		貨物	営業用	5,000円	3,000円	1,000円	—	—
			自家用	3,600円	4,000円	1,300円	—	—

- ※1 平成27年3月31日以前に取得されている車両および新車新規登録済み車両
- ※2 電気自動車・天然ガス自動車（平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準10%低減）
- ※3 平成30年排出ガス基準50%低減達成又は平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ、
令和2年度燃費基準達成以上かつ令和12年度燃費基準90%達成以上の車両
- ※4 平成30年排出ガス基準50%低減達成又は平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ、
令和2年度燃費基準達成以上かつ令和12年度燃費基準70%達成以上の車両
- ※5 新車新規登録から13年を超える車両
- ※6 上記※2から※4は令和6年4月1日から令和7年3月31日までに新車新規登録済み車両に限る